

東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例（平成20年条例第14号）
の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第17条に規定する健康管理休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。